CPAP療法士規約制度

第1条　資格認定制度の目的

一般社団法人日本睡眠総合検診協会　Sleep Health Promotion Society:（以下SHPSと称する）は、CPAP導入及びフォローアップ業務に携わる医療従事者(機器メーカ含む)を対象にCPAP療法士という資格制度を新たに創設し、育成のための養成講座を開催し、資格認定を行う。

第2条　CPAP療法士養成講座

2日間12時間相当の養成講座プログラムとし、CPAP療法の原理から実際の臨床に至るまでの知識を習得する。

第3条　資格認定試験

資格認定試験は、同講座の全時間を受講した者が受験できることとし、合格判定はSHPSの資格認定委員会の定めた合格基準とする。

第4条　CPAP療法士の登録

CPAP療法士の資格認定試験に合格した者に対してSHPSは認定証を付与し、 資格者名簿に登録を行う。

第5条　資格の有効期間

本資格の有効期間は原則3年間とする。

第6条　資格更新

資格更新は有効期間内に、SHPSの認定する資格更新研修を履修した者に対し新たに3年間の認定資格を付与し、資格者名簿に登録する。

第7条　医療行為の禁止

CPAP療法士は、各々が有する法定資格以外の医療行為を行うことはできない。
CPAPに関わる医療業務は医師の指示に基づいて行う。

第8条　認定資格の取り消し

(1)申請書類等に虚偽又は不正等が認められた場合。
(2)日本国内の法令に違反する行為が明らかになった場合。
(3)その他、理事会の過半数をもって、資格認定がふさわしくないとされた場合。